



福岡県医発第209号(地)
平成18年 4月28日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康 弘



香川県建設国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について(通知)

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、変更内容は下記の通りです。

記

1. 改正内容

種 別	現 行	改 正 後
組 合 員	2 割	3 割

2. 施行年月日 平成18年4月1日

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



(公印省略)

18国援第101号-2

平成18年4月19日

福岡県医師会長 殿

福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長
(施設医療係)

香川県建設国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について(通知)

このことについて、別添(写)のとおり、香川県健康福祉部医務国保課長から通知がありましたので、お知らせします。





17 医国第 64076-1 号
平成18年3月28日

各都道府県国民健康保険主管課長 殿

香川県健康福祉部医務国保課長
(公 印 省 略)

香川県建設国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について (通知)

このことについて、香川県建設国民健康保険組合から組合規約の一部改正の認可申請があり、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき、申請のとおり認可したのでお知らせします。

なお、改正内容は、別紙のとおりですので、関係機関への周知につきましてよろしくお願いします。



香川県建設国民健康保険組合規約改正新旧対照表（抄）

改正後	改正前
（一部負担金） 第11条 保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。 一 組合員 イ 次のロ又はハに掲げる場合以外の場合 <u>10分の3</u> ロ } 略 ハ } 略 二 略 （出産育児一時金） 第12条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として<u>35万円</u>を支給する。 略 （傷病手当金） 第14条 組合は、被保険者である組合員（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第37条第1項に規定する傷病手当金の支給又は船員保険法第33条ノ16第1項に規定する給付の支給を受けることができる者を除く。）が、病院又は診療所に収容され、療養の給付、入院時食療養費に係る療養、特定療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養又は老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養若しくは特定療養費に係る療養を	（一部負担金） 第11条 保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。 一 組合員 イ 次のロ又はハに掲げる場合以外の場合 <u>10分の2</u> ロ } 略 ハ } 略 二 略 <u>2 前項第1号イの規定にかかわらず、組合員が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）及び結核予防法（昭和26年法律第96号）の規定による公費負担の療養の給付を受ける際の一部負担金の額は、当該給付に要する額の10分の3に相当する額とする。</u> （出産育児一時金） 第12条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として<u>30万円</u>を支給する。 略 （傷病手当金） 第14条 組合は、被保険者である組合員（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第37条第1項に規定する傷病手当金の支給又は船員保険法第33条ノ16第1項に規定する給付の支給を受けることができる者を除く。）が、病院又は診療所に収容され、療養の給付、入院時食療養費に係る療養、特定療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養又は老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養若しくは特定療養費に係る療養を

改正後	改正前
受けている場合において、その療養のため事業又は業務に従事することができないときは、その事業又は業務に従事することができなくなった日から事業又は業務に服することができない期間（同一疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては70日を超える場合には70日とする。）、傷病手当金として1日につき<u>6,000円</u>を支給する。 （出産手当金） 第15条 組合は、被保険者である組合員が、出産の日以前70日から出産の日後70日までの間において事業又は業務に従事しなくなった日から事業又は業務に服さなかった期間（ただし、70日を超える場合は、70日とする。）、その者が病院又は診療所に収容されている場合は1日につき<u>6,000円</u>を、その他の場合は1日につき<u>3,000円</u>を出産手当金として支給する。 附 則 1 この規約は、平成18年4月1日から施行する。 2 この規約による改正後の香川県建設国民健康保険組合規約第12条、第14条及び第15条の規定は、この規約の施行日（以下「施行日」という。）以後の出産に基づく出産育児一時金、傷病手当金又は出産手当金の支給について適用し、施行日前の出産に基づく出産育児一時金、傷病手当金又は出産手当金の支給については、なお従前の例による。	受けている場合において、その療養のため事業又は業務に従事することができないときは、その事業又は業務に従事することができなくなった日から事業又は業務に服することができない期間（同一疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては70日を超える場合には<u>70日</u>とする。）、傷病手当金として1日につき<u>5,000円</u>を支給する。 （出産手当金） 第15条 組合は、被保険者である組合員が、出産の日以前70日から出産の日後70日までの間において事業又は業務に従事しなくなった日から事業又は業務に服さなかった期間（ただし、70日を超える場合は、70日とする。）、その者が病院又は診療所に収容されている場合は1日につき<u>5,000円</u>を、その他の場合は1日につき<u>2,500円</u>を出産手当金として支給する。